

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

(別添)

(令和7年4月1日現在)

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払わ れる報酬等	その他
	1人1ヵ 月当たり	1人1日 当たり	1人1日当たり			1人1ヵ月当たり (畳一畳につき)	
			朝食のみ	昼食のみ	夕食のみ		
北海道	24,300	810	200	280	330	1,110	時価 (自社製品 通勤定期券 など)
青森県	23,400	780	200	270	310	1,040	
岩手県	23,400	780	200	270	310	1,110	
宮城県	23,400	780	200	270	310	1,520	
秋田県	23,700	790	200	280	310	1,110	
山形県	24,000	800	200	280	320	1,250	
福島県	23,400	780	200	270	310	1,200	
茨城県	23,400	780	200	270	310	1,340	
栃木県	23,400	780	200	270	310	1,320	
群馬県	23,100	770	190	270	310	1,280	
埼玉県	23,400	780	200	270	310	1,810	
千葉県	23,700	790	200	280	310	1,760	
東京都	24,300	810	200	280	330	2,830	
神奈川県	24,300	810	200	280	330	2,150	
新潟県	23,700	790	200	280	310	1,360	
富山県	24,300	810	200	280	330	1,290	
石川県	24,300	810	200	280	330	1,340	
福井県	24,300	810	200	280	330	1,220	
山梨県	23,400	780	200	270	310	1,260	
長野県	22,800	760	190	270	300	1,250	
岐阜県	23,100	770	190	270	310	1,230	
静岡県	23,100	770	190	270	310	1,460	
愛知県	23,400	780	200	270	310	1,560	
三重県	23,700	790	200	280	310	1,260	
滋賀県	23,700	790	200	280	310	1,410	
京都府	24,000	800	200	280	320	1,810	
大阪府	23,700	790	200	280	310	1,780	
兵庫県	23,700	790	200	280	310	1,580	
奈良県	23,100	770	190	270	310	1,310	
和歌山県	23,700	790	200	280	310	1,170	
鳥取県	24,300	810	200	280	330	1,190	
島根県	24,300	810	200	280	330	1,150	
岡山県	24,000	800	200	280	320	1,360	
広島県	24,000	800	200	280	320	1,410	
山口県	24,000	800	200	280	320	1,140	
徳島県	23,700	790	200	280	310	1,160	
香川県	23,700	790	200	280	310	1,210	
愛媛県	23,700	790	200	280	310	1,130	
高知県	24,000	800	200	280	320	1,130	
福岡県	23,400	780	200	270	310	1,430	
佐賀県	23,100	770	190	270	310	1,170	
長崎県	24,000	800	200	280	320	1,150	
熊本県	24,000	800	200	280	320	1,150	
大分県	23,400	780	200	270	310	1,170	
宮崎県	22,800	760	190	270	300	1,080	
鹿児島県	23,100	770	190	270	310	1,110	
沖縄県	25,200	840	210	290	340	1,290	

※朱書の額は令和7年度から変更されています。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 《食事》…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 《住宅》…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象：居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分

（玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません）

●洋間は広さを畳敷きに換算（畳1畳1.65㎡） ●ダイニングキッチン は台所部分を除き換算